

土砂災害警戒区域及び土砂災害 特別警戒区域が指定されました

近年、1時間に100ミリを越すような局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、それに伴い土砂災害も増えてきています。土砂災害は、全国で毎年1000件程度発生し、毎年約60人も人命が失われています。

こうした土砂災害（がけ崩れ、土石流）から住民の生命を守るために、土砂災害防止法が施行され、それに基づいて、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行います。関市内においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が、6月11日に初めて行われました。

- 指定区域には次の2種類があります。
 - ・土砂災害警戒区域
土砂災害の起こるおそれがある区域
 - ・土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域の中でも特に建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域
- 土砂災害特別警戒区域には次の制限があります。
 - ・特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
 - ・建物の構造規制
居室のある建築物は、土砂崩れなどの衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

◆建築物の移動勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移動などの勧告が図られます。

◆今回指定された箇所（旧関市内）
土砂災害警戒区域 299カ所
内訳▽急傾斜地 240カ所
▽土石流 59カ所

土砂災害特別警戒区域 285カ所
内訳▽急傾斜地 239カ所
▽土石流 46カ所

※今後、その他の地域についても順次砂防基礎調査および区域の指定が行われます。

◆次の場所で閲覧することができます。
美濃土木事務所 河川砂防課砂防担当または総務課施設管理担当（☎ 4011）
関市役所土木課 河川砂防係（☎ 7336）

▽特定の開発などの許可申請については
美濃土木事務所 総務課施設管理担当（☎ 4011）

▽指定された区域の建築物に対する構造規制については
中濃建築事務所 建築指導担当（☎ 0574 263111）

集中豪雨など降雨が続く時は、土砂災害に十分に注意し、早めの避難が心げましょう。

◆照会先 土木課 ☎ 27336

危険!! スプレー缶や石油ストーブは適正に処理を

市では、一般家庭ごみをゴミ収集車（パッカー車）で収集していますが、今年度に入り、「燃やせないごみの収集日」に収集車の荷箱内での火災がたびたび起きています。火災は収集作業員などの人命に関わる一大事にもつながるほか、車両の修理に高額な費用が必要となり、ごみ収集計画にも支障が生じる恐れがあります。

火災の主な原因は、ガスライター、スプレー缶、カセットボンベなどに使用されていた可燃性ガスや石油ストーブなどの燃料である灯油に引火したことにありますが、これらは次のように適正に処理した上で、分別して出してくださいことで、安全に再資源化することができます。

○使い捨てライター
中身を完全に使いきり、不燃ごみとして収集日に出す。

○スプレー缶、カセットボンベ
中身を完全に使い切り、火気がなく、風通しの良い屋外で缶に穴を開け、資源ごみ（カン類）として収集日に出す。

○石油ストーブ、ファンヒーター
灯油や乾電池を抜き取り、本体と乾電池は不燃ごみ（袋に入らないものは粗大ごみ）として収集日に出す。

安全で低コストのごみ収集にご協力ください。

◆照会先
生活環境課 ☎ 6733
清掃事務所 ☎ 20314



▶ 激しく燃えるパッカー車